

昭和四十四年建設省令第五十四号

都市再開発法施行規則

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）及び都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市再開発法施行規則を次のように定める。

（市街地再開発促進区域内の第一種市街地再開発事業の施行の要請手続）

第一条 都市再開発法（以下「法」という。）第七條の二第三項の規定による要請をしようとする者は、施行要請書に、次に掲げる書類を添付して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 要請しようとする者が一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類

二 法第七條の二第三項の同意を得たことを証する書類

（施行要請に関する借地権の申告を行うべき旨の公告）

第一条の二 市町村長は、法第七條の二第三項の公告をしようとするときは、法第七條の二第三項に規定する単位整備区の区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）並びに当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は法第七條の二第三項の規定による借地権の種類及び内容の申告を行うべき旨を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（施行要請に関する借地権の申告手続）

第一条の三 法第七條の二第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 借地権申告書に署名した者の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二條第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭

和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第二十四條第二項において「本人確認書類」という。）

二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合において、その書面がその借地権を証するに足りないことを認めるときは、更に必要な書類の提出を求めることができる。

（市街地再開発促進区域内における建築許可の申請）

第一条の四 法第七條の四第一項の許可の申請は、別記様式第一の二の建築許可申請書を提出してするものとする。

2 前項の建築許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺五百分の一以上のもの）

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百百分の一以上のもの

（土地の買取りの申出の相手方の公告）

第一条の五 法第七條の六第二項の規定による公告は、次に掲げる事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定める方法でするものとする。

一 当該市街地再開発促進区域の名称

二 土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所

三 当該相手方に対し申出をすべき土地の区域

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができものであるなければならない。

（個人施行に関する認可申請手続）

第一条の六 法第七條の九第一項の認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

（個人施行に関する認可申請書の添付書類）

第一条の七 法第七條の九第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であるときはその旨を証する書類

二 法第七條の十二の同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第七條の十三第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 法第七條の十六第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第二項において準用する法第七條の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

二 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第二項において準用する法第七條の十三第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3 法第七條の二十第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に第一種市街地再開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

（規程又は規約の記載事項）

第一条の八 法第七條の十第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 審査委員に関する事項

二 会計に関する事項

三 事業計画において個別利用区が定められたときは、法第七條の二第二項第三号の規程又は規約で定める規模

（個人施行に関する公告事項）

第一条の九 法第七條の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第一種市街地再開発事業の名称

二 事務所のある地

三 施行認可の年月日

四 施行者の住所

五 事業年度

六 公告の方法

七 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが出来る期限

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることが出来る期限

2 法第七條の十六第二項において準用する法第七條の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 施行者の氏名若しくは名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に關して変更がされたときは、その変更の内容

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが出来る期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることが出来る期限

五 規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可の年月日

3 法第七條の十七第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 法第七條の十七第四項後段の規定により規約について認可した旨及びその認可の年月日

4 法第七條の十七第七項の規定による届出を受理した場合における同条第八項の国土交通省令で定める事項は、第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日とする。

5 法第七條の二十第二項において準用する法第七條の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日

二 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

(施行者の変動の届出)
第一条の十 法第七条の十七第七項の規定による届出をしようとする施行者は、施行者変動届出書に、当該変動の原因である一般承継又は所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことを証する書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
(定款の記載事項)
第一条の十一 法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。この場合において、第一条の八第三号中「規準又は規約」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

(組合施行に関する認可申請手続)
第二条 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。
2 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。
(組合施行に関する認可申請書の添付書類)
第三条 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類
二 法第十二条第一項において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類
三 法第十三条の規定により公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類
四 法第十四条第一項の同意を得たことを証する書類

2 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。
3 法第十一条第三項の認可を申請しようとする市街地再開発組合(以下「組合」という。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類
二 第一項第二号に掲げる書類
三 法第十五条の二第一項の説明会の開催の状況を記載した書類

四 法第十五条の二第二項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類
4 法第三十八条第一項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一定款の変更又は事業計画若しくは事業基本方針の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
二 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七条の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
三 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第十四条第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
四 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七条の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
五 法第四十五条第四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完成を明らかにする書類
二 認可を申請しようとする組合が法第四十五条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
(施行地区位置図及び施行地区区域図)
第四条 法第七条の十一第一項(法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。以下この条から第八条までにおいて同じ。)

又法第十二条第二項の施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。
2 前項の施行地区位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行地区の位置を表示した地形図でなければならない。
3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は

字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
(設計の概要に関する図書)
第五条 法第七条の十一第一項の設計の概要及び同条第二項(法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。)の個別利用区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。
2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施設建築物の設計の概要
二 施設建築敷地の設計の概要
三 公共施設の設計の概要
四 住宅建設の目標が定められた場合においては、市街地再開発事業により建設する住宅の概要
五 個別利用区内の宅地の設計の概要
3 第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類		縮尺		明示すべき事項	
施設建築物	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
施設建築敷地	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
公共施設	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
個別利用区	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図
	縮尺	五百分	縮尺	方位並びに柱、外	面図

第六条 法第七条の十一第一項の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(設計の概要の設定に関する基準)
第七条 法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。
一 設計の概要は、施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。
二 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全が図られるように定めなければならない。
三 設計の概要は、施設建築物に権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

三 設計の概要は、施設建築物に権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

三 設計の概要は、施設建築物に権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

三 設計の概要は、施設建築物に権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

三 設計の概要は、施設建築物に権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

（資金計画に関する基準）

第八条 法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
- 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

（市街地再開発事業の施行の方針）

第八条の二 法第十二条第二項の市街地再開発事業の施行の方針においては、当該市街地再開発事業の目的、事業施行予定期間及び法第十一条第三項の認可を受けるまでの資金計画を定めなければならない。

（組合の施行地区予定地の公告）

第九条 市町村長は、法第十五条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地名）を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（組合の施行に関する借地権の申告手続）

第十条 法第十五条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

（組合員への周知等）

第十条の二 法第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画の案を作成したときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前から第四項の規定により意見書を提出することができ、期間の満了の日までの間、当該事業計画の案を主たる事務所に備え付けなければならない。

2 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、開催するものとする。

3 組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定により意見書を提出することができる期間を組合員に通知しなければならない。

4 組合員は、組合が説明会の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する日まで、当該事業計画の案について、組合に意見書を提出することができる。

（意見書の内容の審査の方法）

第十条の三 都市再開発法施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第十六条第四項（法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2 前項の規定は、令第三条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十三条第二項（法第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。

3 第一項の規定は、令第三条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審

理を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（組合施行に関する公告事項）

第十一条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。

一 事務所の所在地

二 設立認可の年月日

三 事業年度

四 公告の方法

五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

六 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

七 事業計画の認可の年月日

2 法第十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げるもの及び事業施行予定期間とする。

3 法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所の所在地及び設立認可の年月日

二 組合の名称、事業施行期間若しくは事業施行予定期間、施行地区若しくは工区又は事務所

の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 第一項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

四 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区内の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

六 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可の年月日

（電磁的記録）

第十二条 法第二十七条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記録したものである。

（電磁的方法）

第十三条 法第三十一条第四項（法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の二 法第三十一条第五項（法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第十四条 令第四条第一項第五号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設又はガス施設の位置の変更

二 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

三 公共施設の構造の変更
(組合員名簿の記載事項)

第十五条 令第五十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 令第五十七条第一項の代表者を選任したときは、その者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 組合員名簿の作成又は変更の年月日

(決算報告書)

第十六条 法第四十九条の決算報告書は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 組合の解散の時にける財産及び債務の明細
- 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- 三 残余財産の処分の明細

(再開発会社施行に関する認可申請書続)

第十六条の二 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(再開発会社施行に関する認可申請書の添付書類)

第十六条の三 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 株主名簿の写し
- 三 法第二十条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- 四 法第五十条の六において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類
- 五 法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類

2 法第五十条の九第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 株主名簿の写し
- 三 法第二十条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- 四 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

五 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類

六 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条

の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3 法第五十条の十二第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により市街地再開発事業を承継する会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受ける会社若しくは市街地再開発事業の一部を譲り渡す会社及び当該事業の一部を譲り受ける会社(以下この項において「合併会社等」という。)に係る定款の写し
- 二 合併会社等に係る株主名簿の写し
- 三 法第二十条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- 四 合併若しくは会社分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受を必要とする理由を記載した書類
- 五 合併契約書、分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受に関する契約書の写し

4 法第五十条の十五第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に市街地再開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

(規準の記載事項)

第十六条の四 法第五十条の三第一項第九号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。

(再開発会社の施行地区予定地の公告)

第十六条の五 市町村長は、法第五十条の五第二項(法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称(市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番)を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(再開発会社施行に関する借地権の申告手続)

第十六条の六 法第五十条の五第二項(法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の

借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

(再開発会社施行に関する公告事項)

第十六条の七 法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の所在地
- 二 施行認可の年月日
- 三 事業年度
- 四 公告の方法
- 五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 六 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

2 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の所在地及び施行認可の年月日
- 二 再開発会社の名称、市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 規準又は事業計画の変更の認可の年月日

3 法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の所在地及び施行認可の年月日
- 二 再開発会社の名称に関して変更がされたときは、その変更の内容

4 法第五十条の十五第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 施行認可の年月日

二 市街地再開発事業の終了の認可の年月日
(地方公共団体施行及び機構等施行に関する認可申請手続)

第十七条 地方公共団体は、法第五十一条第一項後段(法第五十六条において準用する場合を含む。)の認可を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

- 一 市街地再開発事業の種類
- 二 施行者の名称及び事業施行期間
- 三 資金計画
- 四 市街地再開発事業の範囲
- 五 事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過等(以下同じ)は、法第五十八条第一項前段の認可を申請しようとするときは施行規程及び事業計画を、同項後段の認可を申請しようとするときは変更に係る施行規程又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

2 前二項の認可申請書には、法第五十三条第四項(法第五十六条において準用する場合を含む。)又は法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第七条の十二の協議の内容を証する書類を添付しなければならない。

(施行規程の記載事項)

第十七条の二 法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別利用区が定められた場合における法第七十条の二第二項第三号の施行規程で定める規模とする。

(地方公共団体施行に関する公告事項)

第十八条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 事業計画の決定の年月日又は当該事業計画において定めた設計の概要についての認可の年月日
- 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 五 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

2 法第五十六条において準用する法第五十四条

第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに事業計画の決定の年月日
- 二 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区、施行者の名称又は事務所の所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
- 五 事業計画の変更の年月日又は事業計画において定めた設計の概要に關して変更がされたときは、当該設計の概要の変更についての認可の年月日

（施行規程の記載事項）

第十八条の二 第十七条の二の規定は、法第五十八条第三項において準用する法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（機構等施行に關する公告事項）

第十九条 法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 施行規程及び事業計画の認可の年月日
- 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 五 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

2 法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日

二 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は事務所の所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容に關して変更がされたとき、又は事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第二十条 令第二十三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（測量標識）

第二十一条 法第六十四条第一項（法第一百八条の二十九において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める標識は、標示杭に測量の目的及び施行者となる者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者の氏名又は名称を表示したものとする。

（第一種市街地再開発事業の概要を周知させるための必要な措置）

第二十二条 法第六十七条の第一種市街地再開発事業の概要を周知させるための必要な措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。ただし、関係権利者が参集しないためその他施行者の責に帰すことができない理由により、あらかじめ定められた日時及び場所において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によることができる。

- 一 会合を開催する場所は、できる限り、関係権利者の参集の利便を考慮して定めること。
- 二 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間前までに、関係権利者に通知し、又は新聞紙に広告すること。

三 会合には、都道府県の職員又は市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の長若しくは職員は立会いを求めること。

（土地調査及び物件調査の様式）

第二十三条 法第六十八条第二項において準用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十七条第四項の規定による土地調査の様式は、別記様式第三とし、物件調査の様式は、別記様式第四とする。

（権利処分承認申請手続）

第二十四条 法第七十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者は、別記様式第五の権利処分承認申請書を施行者に提出しなければならない。

2 前項の権利処分承認申請書には、権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類を添付しなければならない。

（個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法）

第二十四条の二 法第七十条の二第一項の申出は、別記様式第五の二の個別利用区内の宅地への権利変換の申出書に、自己が施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項第一号の同意を得なければならぬときは、別記様式第五の三の個別利用区内の宅地への権利変換の申出に關する同意書を添付しなければならない。

（権利変換を希望しない旨の申出等の方法）

第二十五条 法第七十一条の規定による申出をしようとする者は、別記様式第六の金銭給付希望申出書に、自己が施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを証する書面も添付しなければならない。

2 法第七十一条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第七の借家権消滅希望申出書に、自己が施行地区内の建築物について借家権を有する者であることを証する書面を添

附して、これを施行者に提出しなければならない。

3 法第七十一条第四項から第六項までの規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第八の金銭給付等希望申出撤回書又は別記様式第九の借家権消滅希望申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

（権利変換計画又はその変更の認可申請手続）

第二十六条 法第七十二条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、同条第四項において準用する同条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、これを都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第八十三条第二項又は同条第五項において準用する同条第二項の規定により提出された意見書に係る意見を採用しなかつたときは、その意見の概要及び採択しなかつた理由を記載した書類

二 法第八十四条の規定による審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする施行者が個人施行者である場合において、法第七十二条第二項において準用する法第七十七条の十三第一項の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする施行者が組合である場合においては、権利変換計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

五 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第七十二条第三項において準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類

六 法第一百十条の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第六十八条第一項の土地調査及び物件調査（以下この条において「土地調査等」という。）並びに施行地区内の土地又は物件に關し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

七 法第百十條の二の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に關し權利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たことを証する書類

八 法第百十條の三の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び指定宅地又はこれに存する物件に關し權利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第七十三條第二項本文の規定によらないで權利變換計画を定めようとするときは、同項第一号の關係權利者のすべての同意があつたことを証する書類

十 法第七十八條第二項の必要な定めをするときは、關係權利者の意見の概要を記載した書類

（権利變換計画に定めるべき事項）

第二十七條 法第七十三條第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一個の施設建築敷地の価額の概算額及び当該施設建築敷地に設定される地上権の価額の概算額

二 個別利用区内の宅地の価額の概算額

三 法第八十八條第一項ただし書の地代の概算額及び法第九十一條第一項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法（権利變換計画に關する図書）

第二十八條 法第七十三條第一項第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

二 前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。

一 第五條第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの

二 第五條第三項の表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの

三 第五條第三項の表に掲げる公共施設の平面図

四 第五條第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区内の各宅地の区域を表示したもの

三 法第七十三條第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項並びに法第百九條の二第六項及

び法第百九條の三第五項の規定により定めるところとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第百十條及び法第百十條の二の場合においては、別記様式第十一又は法第百十一條の場合においては、別記様式第十二）の權利變換計画書を作成して定めなければならない。（管理事務費の算出方法）

第二十九條 令第二十九條第一項の管理事務費の年額は、令第二十八條第一項の規定により定められた施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額と公課の年額との合計額に、百分の三をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

（令第三十條第一項の償却額を算出する場合における償却方法等）

第三十條 令第三十條第一項の償却額を算出する場合における償却方法は、施設建築物の一部の整備に要する費用を当該費用にあてられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定める期間及び利率で毎年元利均等に償却する方法とする。

二 令第三十條第一項の修繕費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、前項の費用（昇降機の整備に係るものを除く。）の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に前項の費用のうち昇降機の整備に係るものの額に百分の三をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、前項の費用の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

三 令第三十條第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、第一項の費用の額に百分の〇・五をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の一部に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、第一項の費用の額に百分の〇・五をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

四 令第三十條第一項の地代に相当する額は、令第二十九條の規定により算出した地代の額に施設建築物の一部に係る地上権の共有持分の割合を乗じて得た額に当該施設建築物の一部に係る地上権の価額を当該地代の見込額とのうちいずれか多額のものをこえない範囲内において定めなければならない。

五 法第百十一條の場合及び法第百九條の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三條の三に規定する道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。

六 法第百十一條の場合及び法第百九條の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三條の三に規定する道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。

七 令第三十條第一項の損害保険料の額は、施行者が個人施行者、組合又は再開発会社の場合にあつては、損害保険料として必要な経費の額とし、施行者が地方公共団体の場合にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三條の二の規定により地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定した額とし、施行者が機構等の場合にあつては、施設建築物の一部の整備に要する費用の額に百分の〇・〇七二を超えない範囲内において機構等が定める数値を乗じて得た額とする。

八 令第三十條第一項の貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金の年額は、同項の償却額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料及び公課（国有資産等所在市町村交付金を含む。）の年額を合計した額に百分の二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

（償額についての裁決申請書の様式）

第三十一條 法第八十五條第三項において準用する土地収用法第九十四條第三項の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第十三とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（権利變換計画の公告事項等）

第三十二條 施行者は、權利變換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 第一種市街地再開発事業の名称

二 施行者の氏名又は名称

三 事務所のある地

四 權利變換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

五 權利變換期日

六 權利變換計画の認可を受けた年月日

二 施行者は、權利變換計画の変更の認可を受けたとき、又は權利變換計画について令第二十五條各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事項及び權利變換計画の認可を受けた年月日

二 權利變換期日について変更がされたときは、その変更の内容

三 權利變換計画の変更の認可を受けた年月日又は權利變換計画について令第二十五條各号に掲げる軽微な変更をした年月日

三 法第八十六條第一項の規定により通知すべき事項は、權利變換計画の認可を受けたときにあつては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び權利變換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、權利變換計画の変更の認可を受けたとき、又は權利變換計画につき令第二十五條各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては、第一項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに權利變換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

（権利變換期日等の通知）

第三十二條の二 法第八十六條の二の規定による通知は、別記様式第十三の二により行うものとする。

二 法第八十六條の二の国土交通省令で定める事項は、權利變換計画の認可を受けたときにあつ

を得、又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第百十八条の六第二項の同意を得たことを証する書類

四 法第百十八条の二十五の三の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（法第百十八条の十八又は法第百十八条の二十五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五 法第百十八条の十において準用する法第七十三条第二項本文の規定によらないで管理処分計画を定めようとするときは、同項第一号の關係権利者のすべての同意があつたことを証する書類

（管理処分計画に定めるべき事項）

第三十七条の四 法第百十八条の七第一項第十一号の国土交通省令で定める事項は、法第百十八条の十において準用する法第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権若しくは建築物とする。

（管理処分計画に関する図書）

第三十七条の五 法第百十八条の七第一項第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

前項の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの、同表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの並びに同表に掲げる公共施設の平面図とする。

法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第六項及び法第百十八条の二十五の二第二項において準用する法第百九条の三第五項の規定により定めらるることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一（法第百十八条の二十五の三の場合においては、別記様式第二十一の二）の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

(管理処分計画の公告事項等)

第三十七条の六 施行者は、管理処分計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 第二種市街地再開発事業の名称
- 二 施行者の名称
- 三 事務所の所在地
- 四 管理処分計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
- 五 管理処分計画の認可を受けた年月日
- 六 施行者は、管理処分計画の変更の認可を受けたとき、又は管理処分計画について令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前項各号に掲げる事項
- 二 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日

又は管理処分計画について令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をした年月日

3 法第十八条の十において準用する法第八十六条第一項の規定により通知すべき事項は、管理処分計画の認可を受けたときにあつては第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び管理処分計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、管理処分計画の変更の認可を受けたとき、又は管理処分計画につき令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては第一項第一号から第四号まで及び前項第二号に掲げる事項並びに管理処分計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

(譲受け権の譲渡等の通知)

第三十七条の七 法第十八条の十六の規定による通知は、譲受け権の譲渡については別記様式第二十二の権利譲渡通知書にその譲渡を証する書類を添付して、譲受け権を目的とする質権の設定については別記様式第二十三の質権設定通知書にその設定を証する書類を添付して、これを施行者に提出してしなければならない。

(法第十八条の十三第一項の権利の消滅に関する合意の成立の届出)

第三十七条の八 法第十八条の十九第二項の規定による届出は、別記様式第二十四の合意成立届出書を施行者に提出してしなければならない。

(令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数)

第三十七条の九 令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数は、第一種市街地再開発事業の

[illegible]

者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画又は管理処分計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第八十六条第一項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）の公告をしたときにおいては、第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを用意していない場合

5 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第百条第一項若しくは第二項、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七條第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十八条の十七、法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項又は法第百二十五条の二第五項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあつては当該都道府県の、市長にあつては当該市の、施行者にあつては次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）を除き当該施行者の、事業代行者にあつては当該事業代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを用意していない場合

（権限の委任）

第四十条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法

第百二十四条第一項並びに第百二十六条第一項及び第二項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する必要があると認め、及び同条第六項の規定により自動車専用道路の新設又は改築が著しく困難であると認めること。

二 法第五十八条第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可し、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条第一項の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供させ、同条第二項の規定による意見書を受け、並びに同条第三項の規定により意見書の内容を審査し、及び必要な修正を命じ、又は通知し、並びに法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の規定により図書を送付すること（独立行政法人都市再生機構が施行する市街地再開発事業（以下この条において「機構施行事業」という。）に係るものに限る。）。
三 法第七十二条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
四 法第九十九条の三第三項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
五 法第百十八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
六 法第百二十条第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること（機構施行事業に係るものに限る。）。
七 法第百二十八条第一項の規定による審査請求又は同条第二項の規定による再審査請求に対して裁決をすること。
八 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（防災建築街区造成法施行規則等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 防災建築街区造成法施行規則（昭和三十六年建設省令第二十三号）
二 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行規則（昭和三十六年建設省令第三十八号）
（市街地改造事業等に関する経過措置）

第三条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

2 法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物については、旧防災建築街区造成法施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 （昭和四十九年八月一日建設省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五〇年二月二三日建設省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五十六年三月一〇日建設省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五十六年九月二八日建設省令第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年十一月二日建設省令第二二号）
この省令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十九号）の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。

2 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十九条第一項の規定により農用地整備公団が農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号又は第三号に規定する業務を行う間は、この省令による改正後の都市再開発法施行規則第一条の五の二第五号中「第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号、第四号若しくは第六号に規定する業務又は同法附則第十九条第一項

の規定により農用地整備公団が行う農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号若しくは第三号に規定する業務」とする。

附 則 （平成元年十一月二二日建設省令第一七号）
（施行期日）
この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。

附 則 （平成二年一月三〇日建設省令第二二号）
この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成六年二月二三日建設省令第四号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 （平成六年三月一七日建設省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年九月一九日建設省令第二五号）
この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 （平成七年三月一日建設省令第四四号）
この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附 則 （平成七年十一月二四日建設省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年一月二八日建設省令第一六号）

この省令は、自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年十一月二十八日）から施行する。

附 則（平成一〇年八月二六日建設省令第三三号）

この省令は、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十号）の施行の日（平成十年八月二十八日）から施行する。

附 則（平成一〇年九月三〇日建設省令第三五号）

この省令は、動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年三月三十一日建設省令第九号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月一七日建設省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年六月二五日建設省令第三六号）

この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第二十五号）の一部の施行の日（平成十一年六月三十日）から施行する。

附 則（平成一一年九月二七日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日建設省令第四二号）抄

1 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年九月三十日）から施行する。

附 則（平成一二年一月三十一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年五月三十一日国土交通省令第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。

附 則（平成一四年十二月二七日国土交通省令第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年二月一八日国土交通省令第一一六号）

（施行期日）

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号）

（施行期日）

この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）抄

この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号）

（施行期日）

この省令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成一九年四月三日国土交通省令第五四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年二月三日国土交通省令第五号）

（施行期日）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日国土交通省令第二三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年八月二九日国土交通省令第六一号）

（施行期日）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年九月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日国土交通省令第二七号）

（施行期日）

この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月三十一日国土交通省令第六六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律施行規則第五十二條第二項の改正規定及び第十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

4 第八条、第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる公告について適用し、同日前にされた公告については、なお従前の例による。

一 都市再開発法施行規則第三十九条第二項から第五項まで

様式第三(第二十三条関係)

土 地 調 査

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 土地の所在

地 番	地 目	登記簿上の地積	実 測 地 積	施行地区内の各 隣の土地の面積	所有権以外の権利の 種類及び内容	権利者の氏名	実 地 の 状 況

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によって土地調査を作成する。

年 月 日

施行者 名 称
立会人 身分及び氏名

印
印

備考

- 1 土地調査は、土地所有者ごとに作成すること。
- 2 「立会人」の身分については、「土地所有者」、「土地所有者以外の関係権利者」、「市町村職員」等の如く記載すること。

- 3 土地調査の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
- 4 都市再開発法第68条第2項において使用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によって立ち会った立会人は、その理由を記載して署名押印すること。
- 5 添付すべき実測平面図は、縮尺100分の1から1,000分の1程度までのものとし、施行地区内の各隣の土地は薄い青色で着色すること。
- 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の各隣の宅地について記載するときは、「地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「施行地区内の各隣の土地の面積」欄には当該宅地についての特定仮換地の面積を付記すること。

様式第四(第二十三条関係)

物 件 調 査

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 物件がある土地の所在

地 番	地 目	物件の番号	物 件 の 種 類 (大きさを含む。)	数 量	物件の所有者 の 氏 名	所有権以外の権利の 種類及び内容	所有者以外の 権利者の氏名	実 地 の 状 況

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によって物件調査を作成する。

年 月 日

施行者 名 称
立会人 身分及び氏名

印
印

備考

- 1 物件調査は、土地所有者ごとに作成すること。
- 2 「立会人」の身分については、「物件の所有者」、「賃借権者」、「市町村職員」等の如く記載すること。
- 3 物件調査の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
- 4 都市再開発法第68条第2項において使用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によって立ち会った立会人は、その理由を記載して署名押印すること。
- 5 都市再開発法第60条第2項において使用する土地収用法第37条第3項の規定による実測平面図は、縮尺50分の1から500分の1程度までのものとし、建物の耐用年数、利用の現況等をあわせて記載すること。
- 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に存する物件のうち土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものの以外のもについて記載するときは、「土地所有者の氏名及び住所」には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の所有者の氏名及び住所を記載し、「地番」欄又は「地目」欄には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の地番又は地目を記載するとともに、「地番」欄には当該特定仮換地の番号及び当該物件が当該特定仮換地にある旨を付記すること。

様式第五（第二十四条関係）

樣式第五(第二十四條関係)

權利処分承認申請書

年 月 日

股

権利を処分しよう とする者	住 所	
	氏 名	

次表の $\left(\begin{array}{c} \text{宅 地} \\ \text{建築物} \\ \text{借地権} \end{array} \right)$ について下記のとおり権利を処分するので、都市再開発法第70条第2項の規定により承認を申請します。

イ宅地

年 月 日登記簿記載事項			
所在及び地番	地 目	地 積	所有者の住所及び氏名

□ 建築物

年 月 日登記簿登記事項					
所 在	家庭番号	種 類	備 考	築 造 年 限	所有者の住所及び氏名

八 借地埋

借地権の目的となっている宅地				借地権の範囲
年 月	登記簿記載事項			
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の（全部／一部） 平方メートル

12

権利の処分の内容	(宅建業者)の(全)部	
権利の処分の種類		
権利の処分の相手方	住 所	
	氏 名	

備考

1. 不動産の権利は1通りとする。
2. 権利の移転を土地、建物等又は権利移転の一について行うとするとは、その移転の目的が移転する見做し図に表されることとを要するものと説明すること。
3. 「建物の所有の移転は」、「所有権の移転」、「建物の所有又は移転」の所在、地役権の设定、地役権の取得に記述すること。
4. 他人の所有においては、「所有」は他人の主たる事務所に所在する。「凡れ」は他人の所有とは、「所有権の信託及び信託」に他人の所有たる事務所の所在及び信託を記載すること。
5. 執行行為の決定の確定に定する裁判の地、裁判行為の執行の決定に存在する裁判執行行為の決定の確定からその執行結果等を除く。又は執行行為の執行の決定に存在する裁判の決定を存在する裁判に存在するとは、他の「所在及び地役権」に他人が決定する他の決定の番号及び執行結果を記載するに等しい。
6. 「建物は土地に存在する他の決定の番号及び執行結果を記載するに等しい」の所在、地役権に他人が決定する他の決定の番号及び執行結果を記載する。建物の「所在

欄には当該建築物の存する特定仮換地に特定する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、佳地地の「所在地及び地番」欄には当該佳地地の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地種」欄には当該佳地種の存する宅地についての特定仮換地の番号を、「用地地の範囲」欄には仮に当該佳地地の目的となっている特定仮換地の面積を付記すること。

様式第五の二（第二十四条の二関係）

様式第五の二(第二十四条の二関係)

年 月

個別利用区内の宅地への権利交換の申出をしようとする者	住所	
	氏名	

都市再開発法第70条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第2号 $\begin{pmatrix} \text{イ} \\ \text{ロ} \\ \text{ハ} \\ \text{ニ} \end{pmatrix}$ に該当する下記の建築物を「存置・移転」するため、下記の「宅地・空地等」についての権利交換計画において個別利用区内で宅地又はその借地権を与えられよう定めるべき旨の申出をします。

12

1. 個別利用区内の宅地への権利変換の申出を行う宅地又は借地権

所有権又は借地権を 有する者の氏名	所在地及び地番	地 目	地 積	権利の種類

2. 存置又は移転する建築物

所 在	家庭番号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積
容 積 率	建 築 面 積		移 転 時 期	

備考

- 1 「権利の移転」の欄には、所有又は占有権移転の引当を記載すること。
- 2 本人の移転においては、「所有又は占有権移転の引当を有する事業所の所在地を、（氏名）の住所とはその本人の住所を記載すること。
- 3 「寄贈」及び「建築譲渡」の欄には、寄贈又は移転する建築物が都市再開発法第70条の第2項第2号に該当する場合は、当該建築物の寄贈及び建築譲渡を記載すること。
- 4 「権利移転」の欄には、当該移転の引当を「所有」又は「移転する建築物」に記載の建築物の引当であることを、移転する建築物を記載すること。
- 5 当該建築物が都市再開発法第70条の第2項第2号の引当に該当する場合は、当該建築物の寄贈又は移転することを目的とする場合には、当該要件に該当することを証明する書類を添付すること。

3 借主権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。

4 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。

[illegible]

4 施行地区の特定地域に於ける災害の被害状況を、その地域に於ける被害地区に於ける地区の特定地域に於ける建築物の被害状況の特定地域に於ける林業建築物等を除く。について申し出ると、その「所在地及び面積」欄に当該特定地域についての特定地域の番号及び当該特定地域を決定している番号。「地籍」欄に当該特定地域についての特定地域の地籍を記載し、建築物の「建築物の目的」となる特定地域の「所在地及び面積」欄に当該建築物の存在する地についての特定地域の番号及び特定建築物が指定されている番号。「建築物の目的」となる特定地域の「所在地」欄に当該建築物の目的となる特定地域の面積を記載し、建築物の「所在地」欄に当該建築物の存在する特定地域に於ける災害の被害状況を記載し、当該建築物の存在する特定地域地の番号及び当該建築物が当該特定地域に於ける番号を記載すること。

様式第九（第二十五条関係）

年 月 日

都市再開発法第71条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第88条第5項の規定による建築権の取得を希望しないので、申し上げます。

備考

- 1 住家建物が建築物の一部を目的としている場合には、その建築物の一切に関する事項を記載する。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主要な事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有権の所在及び権利」欄には建築物の目的とな法人の所有する他の法人の主要な事務所の所在地及び権利を記載することとする。
- 3 施行地区内の特定区域に存在する建築物(施行地区内の特定区域地以外の私営建築物等を除く。)についての情報提供について申し出るときは、「所在地」欄には当該建築物の存在する特定区域に該当する住所の名称を併記する。当該建築物の存在する特定区域地の番号及び当該建築物が特定区域地番号に属する旨を併記することとする。

年 月 日

第87条の規定による権利の変換を希望せず、

(移転物)
金銭の給付 建物の他への移転

を希望する旨の
申出を撤回します。

所 在	家屋番号	周 辺	構造の概要	延 べ 面 積

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、その状況を記載すること。
- 3 「地味」欄には、登記簿に登記された地味を記載すること。
- 4 「地権地目的」となっている宅地の面積欄には、地権地が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、地権地が一筆の宅地の一部を目的としている場合には、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。

[illegible]

[illegible][illegible]

所 区 番 号	施設建築敷地に建 築される施設建築 物の構造番号	施設建築敷地の区 域	施設建築敷地の 価額の概算額	地上権の価額の 概算額	地 代 の 概 算 額	地代以外の借入条件 の概要

[illegible]

運 路 の 名 称	地 上 権 の 明 細	地 上 権 の 場 所	地上権の存続期間その他の条件の概要 存 続 期 間 そ の 他 の 条 件	備 考

都市高速鉄道の名称	地上線の明細	地上線の場属	地上線の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

(十二) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

[illegible]

(十三) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

[illegible]

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の数額の概算額

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上り費を添附すること。
- 2 「明細、欄、「施設建築物敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の利用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部等」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸器等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。

4 「施設建築物等の所有権」欄には、1施設建築物等について所有権を有する者が1人であるときは、空欄とすること。

5 新たな公共施設の利用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の利用に供する土地の所有者が又は地方公共団体である旨を記載すること。

6 法第109条の第6項の規定により定めこととされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の用途に代って新たな道路が設置される場合において、従前の道路の利用に供される土地の所有者が又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

7 法第109条の第3項の規定により定めこととされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代って新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の利用に供される土地の所有者が又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地から移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び当該宅地が指定されている旨を、「地種」欄には当該宅地についての特定仮換地の地種を付記し、借地権の「借地権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び当該宅地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の地種」欄には当該借地権の目的となっている特定仮換地の番号及び当該宅地の地種を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となっている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十一(第二十八条関係)

權利交換計畫書

(四) 施行地区内の宅地(既定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(既定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらと権利に对应して、施設建築物又は施設建築物に関する権利を有されることがなるとし及び施行地区内の土地(既定宅地を除く。)に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に对应して、施設建築物の一部について借家権を有されることがなるとしに関する事項

[illegible]

様式第十二（第二十八条関係）

格式第十二(第二十八条附张)

(一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分と考えられることとなるもの及び施行地区内の土地

[illegible]

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失ひ、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分は施設建築物の一部についての持分権を有する権利を有するものに関する事項

[illegible]

1. 法第21条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

[illegible]

1 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(九) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

[illegible]

道 路 の 名 称	地上権の明細	地上権の母屋	地上権の存続期間その他の条件の概要		備 考
			存 続 期 間	そ の 他 の 条 件	

[illegible][illegible][illegible]

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の総額の概算額

[illegible]

様式第十七（第三十七条の二関係）

[illegible]

様式第十八（第三十七条の二関係）

様式第十八（第三十七条の二関係）

買 取 引 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

買取り希望の物件	住所
をしようとする者	氏名

都市再開発法第18条の2第4項の規定に基づき、下記の建物について買受権を有する者として、施設建物等の一部の買受を希望するの申し出ます。

所 在	施設番号	種 別	備 考	取付面積	買受者の住所 （〒 〇 〇 〇）

附 考

- 1 買受者が施設建物の一部を目的としている場合には、その建物の一室に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合は、「住所」欄にはその法人の住たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の代表者の氏名を記載する。買受者の住所及び氏名、欄には買受権の目的となっている建物等の所有する法人の住たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定建築物に存する建築物（施行地区内の特定建築物からの移転建物

物等を除く。）については買受権を有する者として申し出ることは、「住所」欄には当該建築物の存する特定建築物に相当する区域の住所を記載し、当該建築物の存する特定建築物の番号及び当該建築物が当該特定建築物に存する旨を付記すること。

様式第十九（第三十七条の二関係）

様式第十九（第三十七条の二関係）

譲 受 け 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

譲受け希望の物件	住所
を譲けようとする者	氏名

都市再開発法第18条の2第4項の規定に基づき、下記の（ ）の建物に代えて建築物の部分の譲受けを希望する旨の申出を提出します。

所 在 地 区 画 番 号	種 別	備 考
（イ）建物		
（ロ）建物		
（ハ）建物		
（ニ）建物		

附 考

- 1 本表の部分は添付すること。
- 2 「住所」欄には、不動産登記簿（平成17年法改正第18号）の項目の欄により、その所在地を記載すること。
- 3 「建物」欄には、登記簿に記載された建物を記載すること。
- 4 「建物」欄には、登記簿に記載された建物を記載すること。
- 5 「建物」欄には、登記簿に記載された建物を記載すること。
- 6 法人の場合は、「住所」欄にはその法人の住たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の代表者の氏名を記載すること。
- 7 施行地区内の特定建築物に相当する区域の住所を記載し、当該建築物に存する建築物又は施行地区内の特定建築物に存する建築物（施行地区内の特定建築物からの移転建物等を除く。）については買受権を有する者として申し出ることは、「住所」欄には当該建築物の存する特定建築物に相当する区域の住所を記載し、当該建築物の存する特定建築物の番号及び当該建築物が当該特定建築物に存する旨を付記すること。

するときは、売主の「住所及び建物」欄には当該建物についての特定建築物の番号及び当該建築物の存する特定建築物に相当する区域の住所を記載し、当該建築物の存する特定建築物の番号及び当該建築物が当該特定建築物に存する旨を付記すること。

賃貸り希望の申込みを 願ひようとする者	姓 名 姓 名 姓 名
------------------------	-------------------

都市内開発法第118条の5第1項の規定に基づき、下記の建築物について借家権を有する
 として地役権物の一部の賃貸り者を希望する申込みを徴回します。

所 在	管理番号	用 途	建 築 の 年 数	地へ面積	所有者の住所 及び氏 名

信 考

- 1 特定建築物の一部を目的としている場合には、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の名称においては、「(住所)欄には法人の主たる事務所の所在地を、「(名称)欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には法人の目的となげの目的及び代表者の氏名である法人の主たる事務所の所在地及び氏名を記載すること。
- 3 施行地区内の特定区域地に存する建築物(施行地区内の特定区域地からの移転建築物等も含む。)については、建築物を有する者としての住所を記載することとし、「所在地」欄には当該建築物の存する特定区域地に対応する国定区域地の名称を記載し、「所在地」欄には当該建築物の番号及び当該建築物が当該特定区域地に存する旨を付すること。

(一) 譲受け希望の申出をした者が建築施設の部分を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者が施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

[illegible]

(二) 旅行者に帰属することとなる建築施設の部分及び旅行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

[illegible]

(三) 法第118条の10において準用する法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

[illegible]

[illegible]

公共施設の種別	名称	延長又は面積	区	城	土地の帰属の相手方	備考

道 路 の 名 称	地 上 権 の 明 細	地 上 権 の 帰 属	地 上 権 の 存 続 期 間 存 続 期 間	其 他 の 条 件 の 概 要 其 他 の 条 件	備 考

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の増減	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

[illegible][illegible][illegible]

備考

- この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上及び色を添付すること。
- 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築物を共有しな場合においては各権利者の所有することとなる施設建築物の部分の所在及び面積、地籍等とそれ等が当該権利の内容及び権利となることに関する事項を記載すること。
- 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、内容が重複しない、施設建築物の取得、附、寄、床、床使用、用途、明暗等を記載し、当該権利の対象となつていないものを明示すること。
- 管理費の内訳には、管理費の構成に照して、その内訳を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- 新たな公共施設の使用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別図配置図表及び表示」とおりと記載し、「備考」欄には、従前の公共施設の使用に供する土地の所有が又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 第18条の3第2項において適用する第18条の3第2項の区域の指定により定めるところとされている土地の明細及びその帰属並びにその帰属期間その他の条件の概要（備考）欄には、従前の所有権の範囲と新たな所有権が置かれる場合において、従前の都市計画道路の所在及びその所有の所在又は地方公共団体であることと、その旨を記載すること。
- 第18条の3第2項において適用する第18条の3第2項の区域の指定により定めるところとされている土地の明細及びその帰属並びにその帰属期間その他の条件の概要（備考）欄には、「別図配置図表及び表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の土地の明細及びその帰属並びにその帰属期間その他の条件の概要の「土地の明細」欄には、「別図配置図表及び表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の土地の明細及びその帰属並びにその帰属期間その他の条件の概要の「土地の明細」欄に於ての土地の所有が又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 旅行区域の特許決定地に対する従前の権利者及びその土地の所在並びにその用途並びに旅行区域に旅行区域の特許決定地が存在する建築物（旅行区域の特許決定地から半径50メートルを超えて）について記載すること。また、宅地の「所在地」欄には当該区域について特許決定地の番号及び特許決定地が所在していること、「特許決定地」は当該宅地についての特許決定地の権利状況、所在区域の「用途の概要」となる宅地の所在及び面積、用途並びに該用途のその宅地についての特許決定地の番号及び特許決定地が所在していることに関する事項を記載すること。また、旅行区域の特許決定地が存在する建築物（旅行区域の特許決定地から半径50メートルを超えて）については、建築物の「所在地」欄には当該建築物の所在する特許決定地に対する従前の権利の所在を記載し、当該建築物の存在する特許決定地の番号及び当該建築物が当該特許決定地に存在する旨を記載すること。

様式第二十四(第三十七条の八関係)

合 資 成 立 証 明 書

年 月 日

附

建築施設の部分の譲受け予定者	住所
氏名	
代表者、親属又は近亲属に おける関係者及びその関係者	住所
氏名	
氏名	住所

次表の建築施設の部分についての譲受け等に関する都市再開発法第18条の1第1項の
権利の消滅に関する合意が、下記のとおり（**合意**）を決定すべきことを条件として成
立しましたので、履行します。

建 築 施 設 の 部 分										施設専有権者の共有持分	
専 有 部 分										共有持分の共有持分	
種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	施設専有権者の共有持分	共有持分

注

1 目的となる建築施設の部分

建 築 施 設 の 部 分										施設専有権者の共有持分	
専 有 部 分										共有持分の共有持分	
種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	施設専有権者の共有持分	共有持分

- 1 目的
- 2 譲渡
- 3 譲渡の条件
- 4 譲渡を決定すべき場合においては、その決定期間
- 5 利益に関する定め
- 6 その他の特約事項

備考
1 この合意書には、譲受け予定者及び施設利用、親属又は近亲属にこれらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者の本人職階を明記すること。
2 第18条の1第1項の権利の消滅に関する合意が建築施設の部分に親属又は近親
属が譲渡すべきことを条件としながら成立した場合においては、この合意が「下記のとおり（**合意**）」を決定すべきことを条件として）を排除し、下記については記載しないこと。
3 前項の場合においては、「合意」欄はその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。
4 不要の部分は消すこと。

様式第二十五(第三十七条の十関係) (A4)

再開発事業計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

都市再開発法第129条の2第1項の規定に基づき、再開発事業計画について認定を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

再 開 発 事 業 計 画

1 再開発事業区域

〔地名地番〕

〔地 区〕

〔面 積〕

〔基準割合〕

〔建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合〕

注1 〔地区〕の欄には「都市再開発法第2条の3第1項第2号の地区・都市再開発法第2条の3第2項の地区」の別を記入してください。

2 〔基準割合〕の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する基準割合を記入してください。

2 西開発事業区域内にある建築物の建築面積等

建築物番号

建築面積

延べ面積

敷地面積

延べ面積の敷地面積に対する割合

宅地面積

合 計

うち耐火建築物計

注1 「建築物番号」の欄には、添付する再開発事業区域内にある建築物に係る範囲図において建築物ごとに付した番号を記入してください（「西開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途」において同じ。）。

2 「延べ面積」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する延べ面積を記入してください。

3 「うち耐火建築物計」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(1)～(4)に掲げるものの以外のもについて建築面積及び敷地面積の合計を記入してください。

3 西開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途

〔建築物番号〕

〔建築物用途〕

[構造方法]	
[主たる用途]	
[耐用年限]	
[災害等による機能低下の有無] (有・無)	
[都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきものか否か] (除却すべきもの・否)	

注1 すべての西開発事業区域内にある建築物について建築物ごとに作成してください。
2 [構造方法] の欄には「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。
3 [主たる用途] の欄には都市西開発法施行令第1条の4の表の建築物の主たる用途の欄に掲げられた用途のうち該当するものを記入してください。
4 [耐用年限] の欄には都市西開発法施行令第1条の4の表に定められた耐用年限を記入してください。
4 西開発事業区域内の土地の利用状況
(1) 西開発事業区域内の公共施設の状況

(2) 西開発事業区域内の土地の権利関係		
権利者	土地に関する権利	備考

氏名又は名称	住所	所在地番	地目	権利の目的となっている土地の面積	権利の種類	
				m ²		
				m ²		

(3) その他

5 建築する建築物の建築面積等						
建築物番号	階数	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積	建築面積の敷地面積に対する割合
		m ²	m ²		m ²	
		m ²	m ²		m ²	
		m ²	m ²		m ²	

注1 「建築物番号」の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。(「6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途」において同じ)
2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。
6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途

[建築物番号]	
[構造方法]	
[建築設備]	
[用途]	

注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
2 [建築設備] の欄には、設置する建築設備ごとに構造等を記入してください。
3 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。
7 整備する公共施設の種類及び規模

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]

注1 [公共施設番号] の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
2 すべての整備する公共施設(西開発事業の実施により新設する公共施設及び既存の公共施設であって西開発事業の実施後も存置するものをいう。)について公共施設ごとに作成してください。
3 [公共施設の規模] の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。
8 西開発事業の実施期間

[事業の着手の予定年月日]		年	月	日
[事業の完了の予定年月日]		年	月	日

9 西開発事業の資金計画

	内	訳	金 額 (百万円)
支 出	除 却 費		
	整 地 費		
	建 築 費		
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	○ ○ ○		
	計		

収 入	自 己 資 金	()
	借 入 金	
	(借 入 先)	
	○ ○ ○	
	計	